

第 32 回 総 会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

令和 5 年 5 月

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

目 次

1	全国自転車施策推進自治体連絡協議会役員名簿（令和5年5月1日現在）	1
2	令和4年度事業報告（認定第1号）	2
3	令和4年度歳入歳出決算（認定第2号）	5
4	令和4年度会計監査報告	6
5	令和5年度事業計画（案）（議案第1号）	7
6	令和5年度歳入歳出予算（案）（議案第2号）	8
7	令和6年度以降の地区割り及び役員（案）（議案第3号）	9
8	令和5年度全国自転車施策推進自治体連絡協議会功労者表彰	12
9	第32回自転車施策促進大会 大会決議	13

【資料】

○全国自転車施策推進自治体連絡協議会会員名簿（令和5年5月1日現在）	15
○全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約	18

令和5年5月1日現在

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

役員名簿

会 長	宮崎市長	きよ 清	やま 山	とも 知	のり 憲
副会長	仙台市長	こおり 郡		かず 和	こ 子
同	中野区長	さか 酒	い 井	なお 直	と 人
同	三鷹市長	かわ 河	むら 村		たかし 孝
同	名古屋市長	かわ 河	むら 村	たかし	
同	明石市長	まる 丸	たに 谷	さと 聡	こ 子
理 事	越谷市長	ふく 福	だ 田		あきら 晃
同	相模原市長	もと 本	むら 村	けんたろう 賢太郎	
同	富山市長	ふじ 藤	い 井	ひろ 裕	ひさ 久
同	大阪市長	よこ 横	やま 山	ひで 英	ゆき 幸
同	松江市長	うえ 上	さだ 定	あき 昭	ひと 仁
同	高松市長	おお 大	にし 西	ひで 秀	と 人
監 事	新潟市長	なか 中	はら 原	や 八	いち 一
同	松山市長	の 野	し 志	かつ 克	ひと 仁

認定第1号

令和4年度事業報告

1 第31回総会の開催

(1) 総会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

(当初予定 令和4年5月24日(火) 埼玉県川越市)

回答期日 令和4年5月24日(火)

審議結果

決議事項	承認数	不承認数
認定第1号 令和3年度事業報告	83	0
認定第2号 令和3年度歳入歳出決算	83	0
議案第1号 令和4年度事業計画(案)	83	0
議案第2号 令和4年度歳入歳出予算(案)	83	0
議案第3号 全国自転車施策推進自治体連絡協議会 新役員(案)	83	0

(2) 自転車施策推進大会、講演会、グループ別研修会、施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

(当初予定 令和4年5月24日(火) 埼玉県川越市)

【功労者表彰】該当者なし

2 令和4年度理事会の開催

(1) 第一回理事会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

(当初予定 令和4年5月24日(火) 埼玉県川越市)

回答期日 令和4年8月10日(水)

審議結果 ※【 】内は監事による参考意見です。

決議事項	承認数	不承認数
案件1 「令和5年度 全自連会費について」 ※正会員：10,000円、賛助会員：5,000円	12【2】	0
案件2 「令和5年度以降の年度別役割」	11【2】	1
案件3 「令和5年度功労者表彰実施計画(案)」	12【2】	0

決 議 事 項	案①	案②	案③
案件 4「令和 4 年度全日本研修会及び第 2 回理事会 について」 案① 徹底した感染防止対策を行い、実施する 案② 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 全日本研修会中止とし、第 2 回理事会は書面 会議とする 案③ その他	2	9 【2】	1

(2) 第二回理事会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

(当初予定 令和 4 年 1 1 月頃 広島県福山市)

回答期日 令和 4 年 1 2 月 2 7 日(火)

審議結果 ※【 】内は監事による参考意見です。

決 議 事 項	案①	案②	案③
案件 1「令和 5 年度 第 3 2 回総会の開催方法につ いて」 案① 徹底した感染防止対策を行い、実施する 案② 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、 令和 4 年度同様書面開催とする 案③ その他	1	1 1 【2】	0

決 議 事 項	承認数	不承認数
案件 2「令和 5 年度 第 3 2 回総会の議案等につ いて」 (1) 議案 ①令和 4 年度事業報告 (中間) ②令和 4 年度歳入歳出決算 (見込) ③令和 5 年度事業計画 (案) ④令和 5 年度歳入歳出予算 (案) (2) 議案以外 ①第 3 2 回総会実施要領 (案) ②大会決議 (案) ③令和 6 年度功労者表彰の実施計画 (案) ④令和 5 年度事業役割分担 (案)	1 2 【2】	0

(3) 臨時理事会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催

回答期日 令和5年3月10日(金)

審議結果 ※【 】内は監事による参考意見です。

決 議 事 項	承認数	不承認数
案件 「令和6年度以降の地区割り及び役員について」	12【2】	0

3 全日本研修会

講演、事例発表、グループ別研修会、施設見学会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止

(当初予定 令和4年11月頃 広島県福山市)

4 要請行動

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送にて実施

(当初予定 令和4年5月25日(水))

要請先 自転車活用推進議員連盟、内閣府、警察庁、
国土交通省自転車活用推進本部

概 容 令和4年6月14日に、全国自転車施策推進自治体連絡協議会として、
決議文を要請先に送付

令和4年度歳入歳出決算

1 歳入歳出決算

(単位：円)

歳入合計 (A)	歳出合計 (B)	歳入歳出差引残額 (C) ((A) - (B))	翌年度へ繰越 (D) (= (C))
5, 112, 818	267, 660	4, 845, 158	4, 845, 158

2 歳入の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	比較増減	摘 要
会 費	880, 000	880, 000	0	正会員 @10, 000×84=840, 000 賛助会員@5, 000× 8= 40, 000
雑収入	1, 000	440	△560	利息等
繰 越	4, 232, 378	4, 232, 378	0	前年度繰越金
歳入合計	5, 113, 378	5, 112, 818	△560	

3 歳出の部

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	残額	摘 要
事 業 費	2, 600, 000	207, 662	2, 392, 338	
大会費	1, 300, 000	0	1, 300, 000	総会 (川越市) ※書面開催
行動費	200, 000	0	200, 000	理事会経費 (第一回、第二回、臨時) ※書面開催
研修費	700, 000	0	700, 000	全日本研修会 (福山市) ※中止
ホームページ 運用経費	200, 000	184, 800	15, 200	@15, 400×12ヶ月分
需用費	200, 000	22, 862	177, 138	ラベルシール、封筒等
調査費	0	0	0	
事 務 費	980, 000	49, 998	930, 002	
事務委託費	700, 000	0	700, 000	事務局運営費
通信運搬費	130, 000	49, 998	80, 002	各種郵送料、振込手数料
交通費	150, 000	0	150, 000	事務局旅費等 (川越市、神戸市)
予 備 費	1, 532, 378	10, 000	1, 522, 378	自転車活用推進研究会特別支援会費 10, 000円
歳出合計	5, 112, 378	267, 660	4, 844, 718	

令和4年度 会計監査報告

(自) 令和4年4月 1日

(至) 令和5年3月31日

歳入決算額 5, 112, 818円

歳出決算額 267, 660円

繰越額 4, 845, 158円

令和4年度歳入歳出決算を審査した結果、
公正かつ妥当なものと認めます。

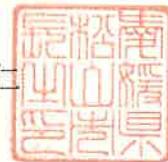
令和5年 4月 13日

監事 中原 八
(新潟市長)



令和5年 4月 28日

監事 野志 克仁
(松山市長)



令和5年度事業計画（案）

年 月 日	事 業 名	事 業 内 容
令和5年 5月23日 (火)	第32回総会 【書面開催】	1 内 容 ①総会【書面開催】 ②自転車施策推進大会【書面開催】 ③講演会【中止】 2 会 場 東京都杉並区（当初予定）
令和5年 5月～6月 (予定)	第1回理事会 【書面開催】	1 議 題 ①令和6年度会費 ②事業分担について 2 会 場 東京都杉並区（当初予定）
令和5年 5月～6月 (予定)	関係各省庁への 要請行動	自転車施策推進大会にて採択された大会決議 の要請
令和5年 10月～11月 (予定)	全日本研修会	1 内 容 講演、事例発表、施設見学他 2 出席者 会員、賛助会員、希望自治体 3 会 場 香川県高松市 4 担 当 香川県高松市 副担当 福岡県久留米市
	第2回理事会	1 議 題 ①令和5年度事業報告及び決算見込 ②令和6年度事業計画及び予算案 ③第33回総会実施要領 2 出席者 会長、副会長、理事、監事 3 会 場 香川県高松市

議案第2号

令和5年度歳入歳出予算(案)

歳入の部

単位：千円

科目	令和5年度	令和4年度	比較増減	摘要(単位：円)
会費	855	880	△25	正会員 @10,000×82=820,000 賛助会員@5,000×7=35,000
雑収入	1	1	0	利息等
繰越	4,845	4,232	613	前年度繰越金
歳入合計	5,701	5,113	588	

歳出の部

単位：千円

科目	令和5年度	令和4年度	比較増減	摘要(単位：円)
事業費	2,600	2,600	0	
大会費	1,300	1,300	0	総会費
行動費	200	200	0	理事会費 170,000 要請行動費等 30,000
研修費	700	700	0	全日本研修会 700,000
ホームページ運用経費	200	200	0	委託費 @15,400×12か月
需用費	200	200	0	各種資料印刷、消耗品、表彰副賞等
調査費	0	0	0	
事務費	980	980	0	
事務委託費	700	700	0	
通信運搬費	130	130	0	会員宛通知郵送代等
交通費	150	150	0	事務局旅費等 2名分 (宮崎市-杉並区)
予備費	2,121	1,533	588	
歳出合計	5,701	5,113	588	

議案第3号

令和6年度以降の地区割り及び役員（案）

① 地区割り

- 埼玉地区を北海道・東北・北関東地区へ編入する。
- 北陸地区と東海中部地区を合体し、「中部ブロック、北陸・東海中部地区」とする。

② 役員

- 役員数は、12名から10名に変更する。

【参考】

全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

【地区割り見直し前】

ブロック	地区	都道府県	会員自治体名
北海道 ・東北・ 北関東	北海道 ・東北・ 北関東	北海道 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県	札幌市 盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 水戸市 宇都宮市 郡山市 いわき市 土浦市
	関東	埼玉 東京特別区 東京 東京多摩 神奈川	さいたま市 熊谷市 越谷市 千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区 八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 西東京市 横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市 海老名市
中部	北陸	新潟県 富山県	新潟市 富山市 高岡市
	東海中部	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	大垣市 静岡市 浜松市 三島市 名古屋市 津市

以下、省略

【地区割り見直し後】

ブロック	地区	都道府県	会員自治体名
北海道 ・東北・ 北関東	北海道 ・東北・ 北関東 ・ <u>埼玉</u>	北海道 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 <u>埼玉県</u>	札幌市 盛岡市 仙台市 秋田市 福島市 郡山市 いわき市 <u>水戸市</u> <u>土浦市</u> 宇都宮市 <u>さいたま市</u> <u>熊谷市</u> <u>越谷市</u>
関東	東京特別区	東京都	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
	東京多摩	東京都	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 <u>昭島市</u> 小金井市 東村山市 国分寺市 <u>国立市</u> 狛江市 東大和市 東久留米市 <u>武蔵村山市</u> 多摩市 西東京市
	神奈川	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市 海老名市
中部	<u>北陸</u> ・ <u>東海中部</u>	<u>新潟県</u> <u>富山県</u> <u>岐阜県</u> <u>静岡県</u> <u>愛知県</u> <u>三重県</u>	<u>新潟市</u> <u>富山市</u> <u>高岡市</u> <u>大垣市</u> <u>静岡市</u> <u>浜松市</u> <u>三島市</u> <u>名古屋市</u> <u>津市</u>

以下、省略

令和5年度全国自転車施策推進自治体連絡協議会功労者表彰

1 全自連表彰

該当者なし

2 自治体特別表彰

該当者なし

3 全自連役員表彰

該当者なし

第32回 自転車施策推進大会 大会決議（案）

「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」は、駅周辺における放置自転車問題の解決に向け、平成4年に「全国自転車問題自治体連絡協議会」として発足した。その後、四半世紀にわたり、会員自治体をはじめとする各市区町村の懸命な取り組みの結果、全国の駅周辺における自転車放置台数は大幅に減少した。

しかしながら、依然として、駅周辺や中心市街地等における放置自転車に対する近隣住民等からの苦情や、放置自転車対策への要望は絶えず、各市区町村は引き続き、通勤や買い物などによって放置された自転車対策に積極的に取り組む必要がある。

一方で、健康や環境意識の高まりを背景に自転車の利活用が注目されるなか、平成29年5月に「自転車活用推進法」が施行され、平成30年6月には自転車活用推進計画が閣議決定された。

このため、第27回総会において、会の名称を「全国自転車施策推進自治体連絡協議会」と改め、関係機関等と連携を図りながら、自転車に関する様々な施策を進めている。加えて、新型コロナウイルス感染症による「新しい生活様式」など、自転車を取り巻く環境は、日々変化しており、その役割も、ますます重要度を増している。

このような状況のなか、当協議会は、全国の会員が自転車施策を推進する市区町村の核となり、自治体としての責務を再認識しながら、新たな自転車施策の推進に寄与していくものである。

この決意のもと、「21世紀の交通の主役」たる自転車に関する諸課題の解決と、更なる利活用を図るため、全国の会員が一致団結し、関係各位に下記の事項を要望する。

記

- 1 駅周辺における放置自転車台数は全体としては減少したが、地域によっては鉄道駅か、駅周辺の環境悪化の要因となっている。しかしながら、駅周辺に自転車駐車場用地を確保することは困難であり、市区町村の財政負担も過大となっている。

各鉄道事業者においては、鉄道利用者の利便性を図るためにも、自ら自転車駐車場を整備・運営するほか、自転車駐車場の用地の確保や市区町村へ用地の無償提供など、自転車駐車対策をより一層積極的に推進すること。また、各市区町村が行う放置自転車対策に対して、積極的に連携、協力すること。

国においては、未だに放置自転車対策に苦慮している鉄道駅に対し、自転車駐車場の附置を義務付けるよう関係法令の改正を行うとともに、鉄道事業者自らが自転車駐車場設置を推進するための支援・助成措置を講じること。また、私有地にかかる自転車等の放置問題について、法整備を進めるなど、実効性のある対策を講じること。

さらに、駅周辺等においてサイクルポートや自転車駐車器具の設置を見込める用地が無いなどの条件がある場合は、行き止まり道路の占用及び歩行者利便増進道路「ほこみち」における道路占用の特例を、一般自転車へ適用できるよう緩和措置を図ること。

国及び都道府県における道路、河川、港湾、公園、その他施設にかかる管理者は、施設利用者のための自転車駐車場を整備して、放置自転車対策に取り組むとともに、市区町村等が行う自転車駐車場の整備に対して、連携、協力して、放置自転車等の撤去などに努めること。

また、自転車の再活用を促進し保管の負担を軽減するため、遺失物の例に倣い関係法令を改正し、公示の日から所有権移転までの期間を6か月から3か月に短縮すること。

交通管理者においては、駅周辺における違法駐車取締りを強化すること。特に「自転車法」の対象とならない50ccを超える原動機付自転車や自動二輪車及びペダル付きの電動自転車については、歩道上も含めて警告や取締りを強化すること。

また、自転車の防犯登録の照会に要する事務が負担となっていることから、現在、県別になっている防犯登録システムを全国の統一システムとして再構築すること。

- 2 自転車活用推進法の趣旨を実現するためには、自転車専用道路・自転車走行レーンの整備やナビラインの設置など、自転車走行環境を向上させるとともに、駅周辺だけでなく、中心市街地など中間点にあたる路上などにも小規模な自転車駐車を整備していく必要がある。また、新たな自転車活用策として、シェアサイクルの普及等にも取り組む必要があります。

国においては、自転車対策の最前線を担っている市区町村の意向を尊重して、市区町村が行う自転車走行環境の整備やシェアサイクルの普及・啓発・維持管理等に対する支援・助成措置及び導入に伴う道路上など公共用地の活用に関するガイドラインを策定するとともに、制度を大幅に拡充・拡大すること。

また、自転車活用推進法に基づく計画策定・改定および計画に基づく施策推進経費の一体的な補助制度を創出すること。

- 3 自転車は他の交通機関に比べ、環境にやさしく健康的であるほか、コロナ禍における3密回避や災害時に強い移動手段としても見直されている。自転車の利活用を推進し、適正な利用を住民レベルで定着させるためには、自転車走行環境の整備に加え、すべての道路利用者の順法意識やマナーの向上が不可欠である。また、全国的には、自転車事故による高額賠償事例等が発生し社会問題となっており、これらへの対策の構築が喫緊の課題となっている。

国及び都道府県は市区町村や学校等と連携して、近年、社会問題となりつつある自転車と歩行者の事故を未然に防ぐため、混雑地での押し歩きなど歩行者優先の徹底や、ヘルメット着用の推進、スマホや傘差しなどのながら運転の禁止など交通安全に係る教育、啓発及び支援を積極的に行うこと。

また、電動キックボードなど、新たなモビリティについて、法の整備並びに周知を積極的に行うこと。

交通管理者は、自転車関連交通法規の分かりやすい啓発を行うほか、車道での自転車と自動車等の安全な共存を図るため、取締りの向上を含めたドライバー教育の徹底等について、運転免許取得・更新の機会を活用するなど全国民に対する交通安全教育の充実を図ること。

以上決議する。

令和5年5月23日

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

全国自転車施策推進自治体連絡協議会

会 員 名 簿

令和5年5月1日現在

(会員数 98団体)

ブロック	地区	都道府県	会員自治体名
北海道 ・東北・ 北関東	北海道 ・東北・ 北関東	北海道	札幌市
		岩手県	盛岡市
		宮城県	仙台市
		秋田県	秋田市
		福島県	福島市 郡山市 いわき市
		茨城県	水戸市 土浦市
		栃木県	宇都宮市
関東	埼玉	埼玉県	さいたま市 熊谷市 越谷市
	東京特別区	東京	千代田区 中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 北区 荒川区 板橋区 練馬区 足立区 葛飾区 江戸川区
	東京多摩	東京	八王子市 立川市 武蔵野市 三鷹市 昭島市 小金井市 東村山市 国分寺市 国立市 狛江市 東大和市 東久留米市 武蔵村山市 多摩市 西東京市
	神奈川	神奈川県	横浜市 川崎市 藤沢市 相模原市 海老名市
中部	北陸	新潟県	新潟市
		富山県	富山市 高岡市
	東海中部	岐阜県	大垣市
		静岡県	静岡市 浜松市 三島市
		愛知県	名古屋市
		三重県	津市

ブロック	地区	都道府県	会員自治体名
近畿・中国	近畿	京都府 奈良県 和歌山県	京都市 奈良市 和歌山市
	大阪	大阪府	大阪市 堺市 岸和田市 豊中市 松原市 門真市 東大阪市
	兵庫	兵庫県	神戸市 姫路市 明石市 西宮市 芦屋市 宝塚市
	中国	島根県 岡山県 広島県	松江市 岡山市 倉敷市 広島市 福山市
四国・九州	四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	徳島市 高松市 松山市 高知市
	九州	福岡県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県	北九州市 福岡市 久留米市 佐賀市 熊本市 宮崎市 鹿児島市 南さつま市

正会員 (98) ※網掛けは休会 (16) 休会を除いた正会員 (82)

賛助会員	一般財団法人 日本自転車普及協会 一般社団法人 自転車駐車場工業会 公益財団法人 自転車駐車場整備センター 特定非営利活動法人 自転車活用推進研究会 公益財団法人 練馬区環境まちづくり公社 一般社団法人 自転車安全対策協議会 一般社団法人 日本シェアサイクル協会
------	---

賛助会員 (7)

全国自転車施策推進自治体連絡協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、全国自転車施策推進自治体連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、総合交通体系における自転車の位置づけを明確にしながら、総合的かつ計画的な自転車施策を推進するという理念のもとに、会員相互の連携を深め、自転車等の安全利用の促進、駅周辺等の放置自転車問題の解決及び自転車の活用推進を図り、住民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、自転車施策に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 自転車の利活用にかかる諸施策の調査、研究及び提言
- (2) 政府、国会及び関係機関への請願、陳情または要請
- (3) 自転車施策に係る講演、研修
- (4) 自治体相互及び関係機関との情報交換
- (5) その他目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員及び賛助会員とする。

2 正会員及び賛助会員は、第2条の目的に賛同する次の各号に掲げる者により構成する。

- (1) 正会員 普通地方公共団体及び特別地方公共団体
- (2) 賛助会員 前号に掲げる団体以外の者で、協議会の事業に協力する者

3 協議会は、別に定めるところにより、全国をブロックに分け、各ブロックを地区に分け、正会員をその所在地に応じて各ブロック及び各地区に位置付ける。

第2章 機関

(総会)

第5条 協議会の総会は、正会員の全員をもって構成する。

2 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 規約の改正に関する事
- (2) 役員を選任に関する事
- (3) 事業報告及び事業計画に関する事
- (4) 予算及び決算に関する事
- (5) その他、理事会において必要と認められた、協議会に関する重要な事項

3 会長（次条第1項第1号に定める者をいう。以下同じ。）は、毎年1回定時総会を招集する。

4 会長は、必要と認められる場合は、臨時総会を開催することができる。

5 賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

2 役員は、正会員たる団体の長をもって充てる。

(会長)

第7条 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

2 会長は、総会において1名を選任する。

(副会長)

第8条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する順位により会長の職務を代行する。

2 副会長は、各ブロックにつき1名又は2名を、総会において選任する。ただし、会長の属するブロックについては、副会長を置かないことができる。

(理事)

第9条 理事は、第11条により会長及び副会長とともに理事会を構成し、必要な事項を審議する。

2 理事は、各地区（会長及び副会長の属する地区を除く。）ごとに1名を総会において選任する。

(監事)

第10条 監事は協議会の会計を監査する。

2 監事は、会長、副会長及び理事の属する団体以外の正会員から2名を総会において選出する。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事で構成する。

2 会長は、必要に応じて理事会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会より委任された事項
- (3) 顧問及び相談役の設置の承認に関する事項
- (4) その他、協議会の運営に関する重要な事項

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

4 理事会において、会長、副会長及び理事は、各1票の議決権を有し、監事は、議決権を有しない。

(役員任期)

第12条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任をさまたげない。

2 役員任期の辞退等により欠員が生じたときは、補選することができる。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問及び相談役)

第13条 会長は、理事会の承認を得て、協議会に顧問又は相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第14条 協議会は、事務局を会長の属する団体に置き、必要な職員を配置する。

2 前項の職員は、会長の属する団体の職員をもって充てる。

3 協議会は、必要に応じて従たる事務局を会長の属する団体以外の団体に置くことができる。当該従たる事務局の職員は、当該団体の職員をもって充てる。

(会議)

第15条 総会及び理事会（以下「会議」という。）の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。

2 会議は、議決権を有する者の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。この場合、次項の規定により委任した者は出席したものとみなす。

3 会議に欠席（団体の長に代わって当該団体の他の職員が出席する場合を除く。）する者は、その議決権の行使を他の者に委任することができる。この場合、委任を受けた者は、代理権を証する委任状を会長に提出しなければならない。

4 会議の議事は、出席者（前項の規定により委任した者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第3章 補則

(会計)

第16条 正会員及び賛助会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の額及び納入期限は、理事会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(付 則)

この規約は、平成4年2月13日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成5年5月24日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成8年5月23日から施行する。

(付 則)

この規約は、平成11年5月20日から施行する。

付 則

この規約は、平成30年5月17日から施行する。